

京都市無鄰菴等条例の一部を改正する条例（平成31年4月1日京都市条例第 1 号）  
（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）

次の理由により、無鄰菴等の入場料及び利用料金の適正化を図る必要があるため、京都市無鄰菴等条例の一部を改正することとしました。

- 1 無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅並びに旧三井家下鴨別邸の整備に係る費用を確保するため
- 2 消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられるため

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市無鄰菴等条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年4月1日

京都市長 門川大作

京都市条例第 1 号

京都市無鄰菴等条例の一部を改正する条例

京都市無鄰菴等条例の一部を次のように改正する。

別表第3無鄰菴の項中「410」を「600」に改め、同表岩倉具視幽棲旧宅の項中「300」を「400」に改め、同表旧三井家下鴨別邸の項中「410」を「500」に改める。

「

	円	円	円
	3,080	3,600	5,140
	5,100	6,000	8,600
別表第4備考以外の部分中	2,100	2,400	3,400
	1,200	1,400	1,900
	5,100	6,000	8,600

を

」

「

	円	円	円
	3,200	3,800	5,400
	5,300	6,300	9,000
	2,200	2,500	3,600
	1,300	1,500	2,000
	5,300	6,300	9,000

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市無鄰菴等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による入場料並びに無鄰菴及び旧三井家下鴨別邸の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該入場料及び当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)